各　位

平成 21 年５月 15 日

会 社 名　株式会社光ハイツ・ヴェラス
代表者名　代表取締役社長　網野　清孝
（コード番号　２１３７　札証アンビシャス）
問合せ先　管理本部
執行役員 企画広報担当 神谷 康弘
電話番号　０１１－５９１－２３２１

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年５月 15 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 21 年６月 26 日開催予定の第 23 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．定款変更の理由

(1)「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号）（以下「決済合理化法」といいます。）が平成 21 年１月５日に施行されたことに伴い、以下のとおり変更を行うものであります。

① 決済合理化法附則第６条第１項により、同法の施行日をもって当社の株券を発行する旨の規定を廃止する定款変更決議をしたものとみなされておりますので、当該規定（現行定款第６条）を削除するものであります。

② 決済合理化法附則第２条により、「株券等の保管及び振替に関する法律（昭和 59 年法律 30 号）」が廃止されたことに伴い、「実質株主」および「実質株主名簿」に関する定めを削除するものであります。（現行定款第８条第３項、第９条）

③ 会社法第 221 条の定めにより、株券を発行する旨の定めを廃止した定款変更を行った日の翌日から起算して１年を経過するまで、株券喪失登録簿を作成、備置する必要があるため、株券喪失登録簿に関する定めを附則に移行し、平成２２年１月６日に削除するものであります。

④ その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

(2) 将来の監査体制の強化のため、当該規定（現行定款第 31 条）における監査役の員数３名以内を５名以内に変更するものであります。

２．定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所）

現 行 定 款	変 更 案
（株式の発行） 第６条　当会社の株式については、株券を発行する。	（削除）
第７条　　（条文省略）	第６条　　（現行どおり）
（株式名簿管理人） 第８条　　（条文省略） ２．　　（条文省略） ３．当会社の株主名簿（「実質株主名簿を含む」以下同じ）、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。	（株式名簿管理人） 第７条　　（現行どおり） ２．　　（現行どおり） ３．当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。
（株式取扱規程） 第９条　当会社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する取扱および手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。	（株式取扱規程） 第８条　株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。
第10条～第30条 （条文省略）	第９条～第29条 （現行どおり）
（監査役の員数） 第31条　当社の監査役は３名以内とする。	（監査役の員数） 第30条　当社の監査役は５名以内とする。
第32条～第48条 （条文省略）	第31条～第47条 （現行どおり）
（新設）	附則
（新設）	第１条　当会社の株券喪失登録簿は、株主

	名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。
（新設）	第２条　当会社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。
（新設）	第３条　本附則第１条乃至本条は、平成 22 年１月６日をもってこれを削除する。

３．日程

定款変更のための株主総会開催予定日　　平成 21 年６月 26 日

定款変更の効力発生予定日　　平成 21 年６月 26 日

以上